

令和5年度 大学教育再生戦略推進費
高度医療人材養成事業
(医師養成課程充実のための教育環境整備)
公募要領

令和5年12月

文部科学省

目 次

| | | | |
|----------------------|---|--------------------------|----|
| 1. 背景・目的 | 1 | 6. 事業の実施と評価等 | 7 |
| (1) 背景 | 1 | (1) 実施体制 | 7 |
| (2) 目的 | 1 | (2) 評価等 | 7 |
| 2. 事業について | 2 | (3) 成果の発信・普及 | 7 |
| (1) 申請対象 | 2 | 7. 申請書等の提出 | 8 |
| (2) 選定件数 | 2 | (1) 提出方法 | 8 |
| (3) 補助期間 | 2 | (2) 留意事項 | 8 |
| (4) 補助上限額 | 2 | 8. 補助金の交付等 | 9 |
| 3. 申請資格・要件等 | 3 | (1) 補助金の交付 | 9 |
| (1) 申請者等 | 3 | (2) 補助金の執行に関する留意事項 | 9 |
| (2) 申請可能件数 | 3 | (3) 補助金における不正等への対応 | 10 |
| (3) 申請資格 | 3 | 9. 事業情報の公表等 | 11 |
| (4) 申請要件 | 5 | 10. 問合せ先等 | 11 |
| 4. 申請書の作成 | 6 | (1) 問合せ先 | 11 |
| (1) 申請書等 | 6 | (2) スケジュール | 11 |
| (2) 資金計画 | 6 | (別添1：事業一覧) | 12 |
| (3) その他 | 7 | (別添2：申請制限対象事業) | 13 |
| 5. 選定方法等 | 7 | (別添3：経費の使途可能範囲) | 14 |
| (1) 審査手順 | 7 | | |
| (2) 事業委員会による意見 | 7 | | |

令和5年度 大学教育再生戦略推進費¹
高度医療人材養成事業
(医師養成課程充実のための教育環境整備)
公募要領

1. 背景・目的

(1) 背景

大学病院は、教育・研究・診療の各機能を三位一体で担っていますが、特に、我が国の「未来の医療」を担う医学生の教育について、医学部の課程における臨床実習の場となるなど、大学の附属施設という他の医療機関にはない固有の機能として重要な役割を果たしています。

医学生の教育については、医師法等の改正により、令和5年度から共用試験が公的化されるとともに、医師の指導監督の下、臨床実習として医業を行うことができることが明確化されましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、臨床実習において、患者に接する機会を十分に確保できない状況が続いていました。

この度、令和5年5月に、新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症（2類相当）から5類感染症へ感染症法上の位置付けが変更されたことを踏まえ、各大学病院においては、速やかに従前の臨床実習体制を取り戻すとともに、コロナ禍での経験を活かし、重症患者への対応など、診療参加型臨床実習を実質化させるため、臨床実習環境の更なる充実を図る必要があります。

また、各大学病院においては、令和6年4月から医師の働き方改革による時間外・休日労働時間の上限規制が適用されるとともに病院機能の維持が求められる中で、医療設備の老朽化も進んでいることが医学生の臨床実習に与える影響も懸念されています。

(2) 目的

高度医療人材養成事業（医師養成課程充実のための教育環境整備）（以下「事業」という。）は、大学病院における医学生の教育環境の充実等を図るため、最先端医療設備の整備を支援し、我が国の「未来の医療」を担う高度医療人材の養成に貢献することを目的としています。

¹ 「大学教育再生戦略推進費」（以下「再推費」という。）とは、中央教育審議会等における大学教育改革に関する提言のうち、①世界に誇れるトップレベルの教育研究活動を実践する大学の機能を飛躍的に高め、世界に発信していくことで、我が国の高等教育・学術研究のプレゼンス向上を図る事業、②大学における革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図る事業を重点的に支援する補助金の総称。

2. 事業について

(1) 申請対象

以下の取組を実施する事業を対象とします。

- ・医師の働き方改革を進めながら、大学病院の教育・研究・診療の機能維持を図るため、本事業で整備する最先端医療設備を活用し、医学生の臨床実習等の教育環境の充実を図る取組。

なお、最先端医療設備の対象は以下のとおりとします。

- ・教育・研究・診療に活用する大学病院の医療機器^{※1}であること。
- ・単価 10,000 千円以上^{※2}の医療機器であること。

※1：プログラム医療機器（医療機器としての目的性を有しており、かつ、意図したとおりに機能しない場合に患者（又は使用者）の生命及び健康に影響を与えるおそれがあるプログラム（ソフトウェア機能）（人の生命及び健康に影響を与えるおそれがほとんどないもの（一般医療機器に相当するもの）を除く。）を含む。

※2：「〇〇システム」等複数の異なる医療機器により構成する場合は、総額で 10,000 千円以上とすること。据付調整費や医療情報システム等とのシステム連携費等を含む。

(2) 選定件数

申請の状況等により予算の範囲内で決定。

(3) 補助期間

交付決定日～令和6年3月31日。

(4) 補助上限額

250,000 千円

- ① 事業の審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② 本事業の目的や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ 事業の総事業費が補助上限額を超える場合、補助上限額との差額は自己負担となります。
- ④ 申請の状況等により予算が不足する場合は、予算の範囲内で調整する場合があります。

3. 申請資格・要件等

(1) 申請者等

① 対象機関

国公立大学²のうち医学部を置く大学を対象とします。

② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、本事業への申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。

③ 申請単位

申請は、大学を単位とします。それ以外の単位（学部、学科、研究科、専攻、専攻課程）で申請することはできません。

④ 事業責任者

本事業の実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

(2) 申請可能件数

一つの大学が申請できる件数は1件とします。

(3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学は、本事業に申請できません。

(組織運営関係)

i) 学生募集停止中の大学

ii) 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学

iii) 次に掲げる表において、令和5年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学

| 区分 | 学士課程 (全学部) |
|-------------|---------------|
| 収容定員 充足率 | 70% |

iv) 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学

v) 再推費における事業のうち令和4年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象事業

² 学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る。）。

は別添2のとおり。)

- vi) 再推費における事業のうち令和4年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象事業は別添2のとおり。）

(設置関係)

- vii) 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」が付されている大学
 - viii) 大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第2条第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者が設置する大学
 - ix) 全学の収容定員充足率（設置する学部の在籍者数の和／設置する学部の収容定員の和）が、下記の表1に掲げる令和2年度（修業年限が6年の学部においては平成30年度）から令和5年度の平均収容定員充足率又は令和5年度の収容定員充足率の基準を満たしていない大学（表1における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える）
 - x) 設置する学部のうち、下記の表1に掲げる令和2年度から令和5年度の平均収容定員充足率又は令和5年度の収容定員充足率の基準を満たしていないものが申請事業の取組対象である大学
- ※ix) 及びx) については、従前の取扱いで要件を満たしていることをもって、今回の申請要件を満たすことができるものとする。

(表1)

| 区分 | 大学 | | | | |
|----------------------------------|----------------|-------------|--------------------------|--------------|-------------|
| | 大学規模 (収容定員) | - | 4,000人以上 | | |
| 学部規模 (入学定員) | - | 300人 以上 | 100人 以上 300人 未満 | 100人 未満 | |
| 令和2年度 ～令和5年度 平均収容定員 充足率 | - | 1.15倍 未満 | 1.20倍 未満 | 1.25倍 未満 | 1.25倍 未満 |
| 令和5年度 収容定員 充足率 | 0.5を上回 る | 1.05倍 未満 | 1.10倍 未満 | 1.15倍 未満※ | 1.15倍 未満 |

※大学規模（収容定員）が 8,000 人以上の場合は「1.15 倍未満」を「1.10 倍未満」と読み替える。

（４）申請要件

改革プラン関係

各大学病院においては、医師の働き方改革と病院の機能維持が求められる中で、医療設備の老朽化が進んでいる状況にあります。本事業により最先端医療設備を導入することにより、医学生の教育環境の充実はもとより、設備整備計画の確実な実施や、業務の効率化・平準化が見込まれるなどの波及効果が期待できます。

このことから、本事業では以下に掲げる内容を申請の要件とします。

- i) 「今後の医学教育の在り方に関する検討会」における議論を経て、今後、文部科学省が策定・公表する改革ガイドラインに基づいた改革プランを策定し、文部科学省へ提出すること
- ii) 本事業の申請書に記載した設備整備計画を改革プランに反映させること
- iii) 本事業の申請書に記載した診療参加型臨床実習の充実に向けた計画を改革プランに反映させること
- iv) 医師の時間外・休日労働時間の削減に向けた継続した取組について改革プランに明記すること

教育改革関係・設置関係

また、本事業への申請を希望する大学は、以下に掲げる内容を、全学（※）において、令和 7 年 3 月までに確実に達成することが申請要件となります。

※ v については専攻科、別科、研究所、センター等を、vi～ix については大学院、専攻科、別科、研究所、センター等を除く。

（教育改革関係）

- v) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。
- vi) 全授業科目において授業計画（シラバス）が作成され、かつその内容として科目の到達目標、授業形態、事前・事後学修の内容、成績評価の方法・基準が示されていること。
- vii) CAP 制³の採用など、全学生を対象として単位の過剰登録を防ぐための取組が行われていること（CAP 制を採用している場合は、その上限が適切

³ 単位の過剰登録を防ぐため、1 年間あるいは 1 学期間に履修登録できる単位の上限を設ける制度。

に設定されていること。)

- viii) 教育を担当する全教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのファカルティ・ディベロップメント (FD) が実施されていること (各年度中に教育を担当する全専任教員の4分の3以上が参加していること。)
- ix) 成績評価において、GPA 制度⁴などの客観的な指標を設け、個別の学修指導などに活用していること。

(設置関係)

- x) 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「指摘事項 (是正)」が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

申請要件は厳格に確認します。万が一、要件に合致しないことが判明した場合は、大学名の公表や、補助金の一部又は全部の返還を求めることがあります。なお、改革プランの策定・提出期限等の詳細については、別途、文部科学省高等教育局医学教育課より通知します。

4. 申請書の作成

(1) 申請書等

本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

(2) 資金計画

- ① 再掲となりますが、本事業の目的や費用対効果等を勘案し、真に必要な額を計上してください。事業の審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ② 選定された事業が、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、人材育成連携拠点形成費等補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本事業の取組として経費措置を受けることはできません。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。
- ③ 国立大学は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の施設費貸付事業(病

⁴ Grade Point Average。授業科目ごとの成績をグレード・ポイント (GP) で評価し、その平均を算出して評価を行う制度。

院特別医療機械設備)で整備予定の取組と内容が重複する場合、本事業の取組として経費措置を受けることはできませんので留意してください。

(3) その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民・社会への説明責任の観点から、本事業で実施する取組を具体的かつ明確に記載してください。

5. 選定方法等

(1) 審査手順

事業の選定のための審査は、文部科学省に設置する「高度医療人材養成事業推進委員会」(以下「事業委員会」という。)において行います。

具体的な審査方法等については、『令和5年度「高度医療人材養成事業(医師養成課程充実のための教育環境整備)」審査要項』を参照してください。

また、選定結果の通知は令和6年2月頃に行う予定です。

(2) 事業委員会による意見

事業の選定に当たっては、事業委員会の審議等を踏まえ、留意事項として事業の改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

6. 事業の実施と評価等

(1) 実施体制

① 事業は、全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長は事業全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。

② 事業の実施状況については、適宜、自己点検・確認を行ってください。

(2) 評価等

① 事業終了後に、必要に応じて活動実績等に関する調査を実施することがあります。

② 本事業の申請の要件となっている改革プランの進捗状況については、毎年度、フォローアップを実施する予定です。

(3) 成果の発信・普及

事業の成果については、国民・社会への説明責任を果たす観点から、積極的な

情報発信を期待します。

7. 申請書等の提出

(1) 提出方法

本事業への申請は、文部科学省への申請書類（電子ファイル）の提出が必要です。提出期限等は以下のとおりです。

○申請書類の提出期限：令和6年1月19日（金）【必着】

○申請書類：

1. 申請書（Excel ファイル）
2. 申請書（PDF ファイル）：Excel ファイルのシート「1_基本情報」から「8_申請要件」までを一つにまとめた一括 PDF ファイル
3. 収容定員調査票（Excel ファイル）

○提出方法：

以下の URL に申請書類をアップロードし、アップロードが完了した旨を医学教育課宛てにメールで連絡すること。

1. URL：<https://mext.ent.box.com/f/48a2ee3a2e154acf900ccd84024f48ef>
2. メール宛先：igabyoin@mext.go.jp
3. メール件名：「00【〇〇大学】高度医療人材養成事業」
4. 申請書類のファイル名は「00【〇〇大学】申請書」、「00【〇〇大学】収容定員調査票」とすること。

※メール件名及びファイル名の「00」には申請書の「1. 総表」に記載した大学番号を記載してください。

※医学教育課においてメール受信確認後、翌営業日中に送信者に対して受領を通知します。

(2) 留意事項

- ① 申請書類については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められません。
- ② 申請書類において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められる場合、当該大学について、一定期間、再推費の事業への参画を制限します。
- ③ 申請書類は返還しませんので、各大学において控えを保管してください。
- ④ 事業が選定された大学には、別途、補助金交付手続について連絡します。
- ⑤ 事業の計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省において審査等の

資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省ウェブサイト (https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm) を参照してください。

- ⑥ 申請に関する質問等については、「高度医療人材養成事業（医師養成課程充実のための教育環境整備）Q&A」を確認してください。なお、公募及び審査期間中は、個別大学の構想に係る質問・相談等（手続き等にかかる質問等は除く）は受け付けることができません。

8. 補助金の交付等

（1）補助金の交付

- ① 選定された事業において、補助金の充当が適切と考えられる事項に対して、大学改革推進等補助金により、文部科学省から経費措置を行うこととしています。事業において使用できる経費の種類は、原則として別添3に示すものとします。
- ② 補助期間終了後、「大学改革推進等補助金交付要綱（高度医療人材養成事業（医師養成課程充実のための教育環境整備）」（以下、「交付要綱」という。）に基づき、事業の成果及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、事業実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対し、説明を求めることとします。

（2）補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業担当者及び経理等を行う大学の事務局は以下のことに留意してください。

① 補助金の執行及び管理

本補助金の財源は国費であるため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、調書、交付申請書、報告書等の作成や提出は、学長のリーダーシップの下に行うようにしてください。

② 補助金の執行に係る事務

補助金の執行に係る事務を適切に遂行するため、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、

その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（帳簿及び書類については、年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存してください。）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用してください。

- ③ 事業に選定され補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取り消し又は変更の対象となることがあります。申請時においても、遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認するようにしてください。

- ④ その他

その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。

（3）補助金における不正等への対応

不正等が発覚した場合、交付要綱及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」（平成26年4月1日高等教育局長決定）に基づき、以下の措置を講じることとします。

- ① 大学に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、大学に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

- ② 教員に対する措置

不正等があった補助金について、文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

- ③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表することとします。

- ④ 新たに公募する事業選定時における確認

不正等があった場合、新たに公募する再推費の事業を選定する際に参考として活用することとします。

9. 事業情報の公表等

事業の選定後、本事業の申請・選定状況等を公表する予定です。また、選定された事業については、事業の概要等についても公表する予定です。

10. 問合せ先等

(1) 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省高等教育局医学教育課大学病院支援室「高度医療人材養成事業（医師養成課程充実のための教育環境整備）事業担当」

電話番号：03-5253-4111（内線 2578）

(2) スケジュール

| | |
|----------------|---------------------|
| 公募締切 | 令和6年1月19日（金） |
| 選定結果通知 | 令和6年2月中旬頃 |
| 交付申請書類提出締切 | 令和6年2月下旬頃 |
| 交付決定 （事業開始） | 令和6年3月中旬頃（以後、契約行為可） |

(別添1：事業一覧)

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進
—大学教育再生戦略推進費—

令和5年度予算額 126億円

| | |
|--|---------|
| ■ Society5.0の実現及びポストコロナ期における高度専門人材の育成 | |
| ○ 地域活性化人材育成事業 ～SPARC～ | 9億円 |
| ○ デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業 | 5億円 |
| ■ 革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等 | |
| ○ 卓越大学院プログラム | 43億円 |
| ○ 知識集約型社会を支える人材育成事業 | 3億円 |
| ○ 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業 | 2億円 |
| ○ 持続的な産学共同人材育成システム構築事業 | 1億円 |
| ○ 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業 | 2億円 |
| ■ 大学教育のグローバル展開力の強化 | |
| ○ スーパーグローバル大学創成支援事業 | 30億円 |
| ○ 大学の世界展開力強化事業 | 13億円 |
| － 日-EU 戦略的高等教育連携支援 | (1億円) |
| － アフリカ諸国との大学間交流形成支援 | (1億円) |
| － アジア高等教育共同体(仮称)形成促進 | (3億円) |
| － インド太平洋地域等との大学間交流形成支援 | (3億円) |
| － 米国等との大学間交流形成支援 | (5億円) |
| ■ 先進的で高度な医療を支える人材養成の推進 | |
| ○ 次世代のがんプロフェッショナル養成プラン | 9億円 |
| ○ 質の高い臨床教育・研究の確保事業 | 1億円 |
| ○ ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業 | 6億円 |
| ○ 先進的医療イノベーション人材養成事業 | 2億円 |
| － 保健医療分野におけるAI研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト | (1億円) |
| － 医療データ人材育成拠点形成事業 | (1億円) |
| ○ 大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 | 1億円 |
| － 地域の医療ニーズに対応した先進的な薬学教育に係る取組支援 | (0.3億円) |
| － 基礎研究医養成活性化プログラム | (0.3億円) |

※補助金事業のみを記載。

(別添 2 : 申請制限対象事業)

- 令和 4 年度に実施した事後評価の結果により、令和 5 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

| 選定年度 | 事業名称 |
|----------|--|
| 平成 29 年度 | 大学の世界展開力強化事業 (ロシア・インド等との大学交流形成支援) |
| 平成 29 年度 | Society5.0 に対応した高度技術人材育成事業 (成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT) enPiT-Pro) |
| 平成 29 年度 | 先進的医療イノベーション人材養成事業 (多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材(がんプロフェッショナル)」養成プラン) |
| 平成 29 年度 | 大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 (基礎研究医養成活性化プログラム) |
| 平成 29 年度 | 大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 (課題解決型高度医療人材養成プログラム) テーマ：病院経営支援に関する領域 |
| 令和元年度 | 大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 (課題解決型高度医療人材養成プログラム) テーマ①：アレルギーに関する領域 テーマ②：外科解剖・手術に関する領域 |

- 令和 4 年度に実施した中間評価の結果により、令和 5 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

| 選定年度 | 事業名称 |
|---------|--|
| 令和元年度 | 卓越大学院プログラム |
| 令和 2 年度 | 知識集約型社会を支える人材育成事業 |
| 令和 2 年度 | 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業 |
| 令和 2 年度 | 大学の世界展開力事業 (アフリカ諸国との大学間交流形成支援) |
| 令和 2 年度 | 先進的医療イノベーション人材養成事業 (保健医療分野における AI 研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト) |

(別添3：経費の使途可能範囲)

事業の補助対象経費として支出が可能な経費は以下のとおりです。事業の趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。また申請に当たっては、経費の使途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

経費は、別に通知する交付要綱、取扱要領等にしがって適切に管理してください。

【物品費】

①「設備備品費」

事業を遂行するために直接必要な最先端医療設備の購入、据付等の経費に使用できます。建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

②「消耗品費」

最先端医療設備の導入に附随する消耗品の経費に使用できます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。

【人件費・謝金】

①「人件費」

本事業は医学生の教育環境の充実に資する最先端医療設備の整備に係る経費を中心に支援することとしていることから、人件費（雇用経費）の支出は認めないものとします。

②「謝金」

事業を遂行するために真に必要な、最先端医療設備の使用方法に関する指導・助言等に対する謝礼に要する経費に使用できます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

【旅費】

本事業は医学生の教育環境の充実に資する最先端医療設備の整備に係る経費を中心に支援することとしていることから、旅費の支出は認めないものとします。

【その他】

①「外注費」

事業を遂行するために真に必要な最先端医療設備の導入に附随する外注にかかる経費に使用できます。例えば、設備・備品の導入に係る業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限ります。

②「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、事業を遂行するために直接必要な経費として、例えば、ソフトウェアの初回費用、委託費等に使用できます。

なお、事業の遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、事業の遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、事業の根幹をなす業務については使用できません。委託費について、事業を遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の 50 パーセントを超えないでください。